

議案第47号

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月30日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、人事院勧告の内容に鑑み、北名古屋市職員に対して支給する期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員の給与に関する条例（平成18年北名古屋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の北名古屋市職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び北名古屋市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（北名古屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第39号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項又は北名古屋市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第35号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外

の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。